

委員提出資料

佐保委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

2022年6月3日

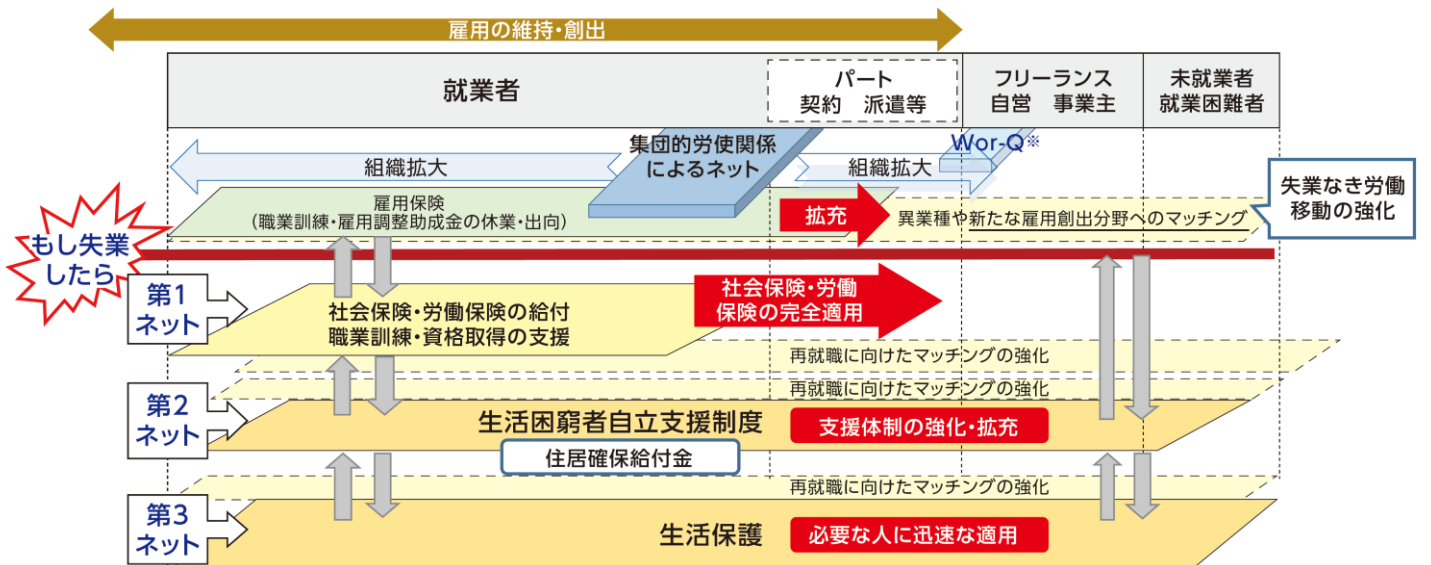
日本労働組合総連合会
総合政策推進局長 佐保 昌一

意見書

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第14回）の開催にあたり、めざすべき社会的セーフティネットのあり方について、以下のとおり意見表明いたします。

求められる社会的セーフティネットの拡充

新型コロナ禍で、それぞれのネットがさらにきめ細やかな支援を求められている。



※Wor-Qとは…連合による「曖昧な雇用」やフリーランスとして働く人の課題解決サイト

- ① オーダーメイド型支援を可能にする「社会的セーフティネット」体系の実現
 - a) 第1層のセーフティネット
 - ア) 雇用労働環境の変化などに対応するワークルールを整備・確立するとともに積極的雇用政策をさらに推進する。
 - イ) 社会保険・労働保険の完全適用および給付改善をはかる。
 - ウ) 日本に居住するすべての者が高齢期における一定水準の所得保障を確保するため、所得比例年金が低額である者に対しては、最低保障年金を支給する。
 - b) 第2層のセーフティネット
 - ア) 生活困窮者自立支援制度における各任意事業の必須事業化と一体的実施をはかるとともに、事業の質の改善を行う。また、好事例の横展開を進めるなど、地域差の平準化をはかる。これらに対する財源を確保する。

- イ) 生活困窮者の相談・把握を「入口」として、早期の支援につなげるべく、アウトリーチ手法を中心にさまざまなチャネルを活用した包括的かつ持続的な相談支援体制を整備する。そのために、相談員や支援員の人材確保・養成を積極的に進めるとともに、これらの者の雇用の安定と処遇改善をはかる。
- ウ) 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、求職者支援制度をはじめとする他の就労支援関連施策との整合性や連続性がはかられた生活困窮者就労準備支援事業を再整備し、本人の事情や状況に応じた息の長い本人伴走型の就労支援を強化する。
- エ) 就労困難者を就労へと橋渡す求職期間中の住居と生活を保障するための制度（「住居・生活保障制度」）を創設する。

c) 第3層のセーフティネット

- ア) 生活保護は権利であることを明確にし、「生活保障給付」制度によるセーフティネットの再整備を行う。
具体的には、i) 「生活保障給付」は「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な保護基準とする、ii) 不適切な給付抑制を排除し、給付基準を法定化する、iii) 補足性の原則を前提に資産調査を適切に実施し、給付期間は定めない、iv) 本人への継続的な支援という観点を踏まえ、第2層と第3層とを連続的に機能させていくことなどを内容とする。
- イ) 幅広い事案に総合的に対応するため、ケースワーカー（生活保護担当職員）を増員し人員体制の充実をはかるとともに、これらに対する財源を確保する。

d) 新たな横断的セーフティネット

- ア) 生活困窮者自立支援制度（第2層）と生活保護制度（第3層）とも組み合わさる「住宅支援制度」と「医療・介護費補助制度」を整備する（生活保護受給者を国民健康保険の被保険者とし、低所得者を含め保険料（税）と自己負担分を手当てするものとする）。

e) 所得再分配機能の強化

- ア) 拡大する所得格差やその固定化や貧困の連鎖を是正するために、税による所得再分配機能を強化するとともに、社会保険においても所得再分配を行う。また、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて、医療・介護・保育・障がいに関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度」を導入する。

f) 支援の担い手の育成

- ア) ソーシャルワークの実践などにより、地域における生活上の課題をすくい上げ、相談者の自立に向けたオーダーメイド型支援を行う人材の育成・確保を進める。
- イ) 地方連合会・地域協議会、地域の労働組合が一体となり、地域の実態に応じた社会活動参加を推進する。

② だれもが住居を確保し安心して暮らせる社会の実現

a) 自立の基盤となる質を伴った住宅セーフティネット¹の構築

¹ 住宅市場の中で独立では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体

- ア) 人間の尊厳と生存の確保のため、「居住の権利」を基本的人権として位置づける。
- イ) 公的賃貸住宅をリノベーション等による老朽化対策を講じたうえで活用する。また、居住ニーズと住宅ストックをマッチングさせ、全国にある空き家を積極的に活用する。
- ウ) だれもが住居を確保し、安心して暮らせるよう、住宅確保要配慮者や離職によって住居や生活に困っている者のそれぞれニーズを踏まえた家賃補助と現物サービスの組み合わせによる住居の確保を強力に推進する。
- 具体的には、i) 生活困窮者自立支援制度における住宅確保給付金の支給要件の緩和や支給期間の延長、ii) 新たな住宅セーフティネット制度をより活用すべく、制度を積極的に周知するとともに登録手数料の平準化や居住支援協議会による支援強化等を行ったうえで、以下の制度を創設する。
- 【居住保障Ⅰ】 就労困難者や高齢者に対する住宅補助制度の創設
- 住居を失った人や失うおそれのある者が一定基準以下の所得であるときに住居の現物支給ないし家賃補助等を行う。支給水準は、最低居住面積基準を勘案し、収入に応じて逡減するものとし、年収要件を設けたうえで期限は定めない。
- 【居住保障Ⅱ】 求職期間中の居住・生活保障制度の創設
- 求職後も生活基盤を確立することができるようになるまでの居住・生活保障として、長期継続性のある家賃補助制度を創設する。

b) 安心の住まい確保に向けた居住環境の改善

- ア) 個人の尊厳を重視し、介護保険施設や社会福祉施設等の居住環境の抜本的な改善をはかる。
- 具体的には、i) 高齢者に関して、住み慣れた自宅での生活を基本としつつ、やむを得ず施設に入所する場合には、個室ユニットを基本とする（「4. 介護・高齢者福祉」参照）。ii) 老人福祉施設、障がい者支援施設、母子家庭支援施設等の入所施設については、必要な介護や介助のための環境を勘案しつつ、住環境基本計画の最低居住面積水準²を踏まえ、居住環境の向上をはかる。

③ 互いに認めあう共生社会の実現

a) 地域でつながるまちづくり

- ア) 地域の実情に留意しつつ、公務の多様な人材やNPOなどの民間団体やサークル、労働組合など、地域の社会資源を活用しながらコンパクトなまちづくり等の政策との連携をはかる。また、過疎化や高齢化の進行による買い物弱者の増加については、宅配ネットワーク維持のための「小さな拠点³」の形成など、持続可能な買い物環境の確保に向けた仕組みを構築する。
- イ) 共助型共同居住や外国人留学生向け共同居住、新たな住宅セーフティネット制度を活用した共同居住用への改修、居住支援協議会への市町村の参画推進等、セーフティネット住宅を活用したまちづくりを推進する。

の状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み。

² 世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として不可欠な住宅の面積に関する水準。単身者は25㎡、2人以上世帯では10㎡×世帯人数+10㎡とされる。

³ 過疎地の中で基幹となる集落に、住民の生活に必要な生活サービス機能の集約化と周辺集落とのネットワーク化を進める施策のこと。

ウ) 安定的に地域で暮らし続けていくために、社会的孤立などにより緊急連絡先の確保に困難を生じている者に対して、地域のつながりを活用した相互の見守り・支え合いを行う。

b) 地域コミュニティの活性化

ア) 相談のたらい回しを防ぐとともに、相談者が迷わず容易に抜け漏れなく必要とする行政サービスにたどり着くことができるよう、行政サービスのワンストップ化を進める。

イ) 地域ごとに担当者を集めたセンターや集まる場を設置するとともに、チームアプローチ体制を構築するため、問題発見と対応策開発を担う人材（地方自治体職員、社会福祉協議会職員、NPO団体職員等）の確保・養成を行う。

ウ) 生活者としての外国人に対する日本語教育や公共サービス、多文化理解等の共生施策を進めるとともに財源を確保する。

エ) 「職域における助け合い」を「地域における助け合い」へと広げ、地域コミュニティの一員として、地域に根ざした労働組合としての取り組みを進める。

c) 「つなぐ社会基金」の創設

ア) 縦割りの公的支援制度を横断・連携し、さらに共生社会づくりへとつなげていくべく、一般財源のもと、都道府県単位で「つなぐ社会基金」を創設し、地域の居場所づくりや地域コミュニティの活動等を行う。

以上